

本号で公布された条例のあらまし

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（人事課）
一 趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、職員等の旅費制度の見直し等を行うための改正

二 内容

(一) 宿泊料の支給方式の変更

(二) 日当の見直し

(三) 自家用自動車車賃額の改定

三 施行期日

令和七年四月一日